

# 和氣委員說明資料

わたしたちは

犯罪の被害に遭われた方への

支援の輪を広げていきます



犯罪被害者に 寄り添い 支える

公益社団法人

全国被害者支援ネットワーク

## ご挨拶



公益社団法人  
全国被害者支援ネットワーク  
理事長 平井 紀夫

「この国では、被害者はじっと耐えるしかない。」と訴えられた被害者ご遺族の声に応え、平成4年、民間による被害者支援活動を開始しました。その後、各地に被害者支援センターが設立され、平成10年、それまでに設立された被害者支援センターを加盟団体として「全国被害者支援ネットワーク」を設

立いたしました。私たちが目指す社会は、犯罪被害者とその家族が全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられる社会です。平成31年4月現在、全国被害者支援ネットワークは47都道府県の48被害者支援センターで構成され、全都道府県のセンターが公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けて、被害者の被害の軽減・回復が図られるよう支援活動に取り組んでいます。

犯罪被害者は、突然被害に遭遇し、悲しみ、悩み、怒り、自責の念に駆られながら毎日を送っておられます。平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法は、基本理念として「全ての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。」と明記しております。犯罪被害者支援に取り組むことは、犯罪被害者の人権の回復に取り組むことでもあるのです。平成17年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、現在、第3次犯罪被害者等基本計画に基づいた犯罪被害者の被害の軽減・回復のための諸施策が実行されています。

全国被害者支援ネットワークとその加盟団体は、民間被害者支援団体の中核として、事件直後より被害者支援活動を行っております。これからも被害者の声に応えることができるよう支援の質の向上と支援体制の充実・強化を図ってまいります。

### 公益社団法人 全国被害者支援ネットワークの活動

被害者支援活動にかかわる団体及び関係機関との連携・相互協力を通じて、被害者支援センターを支援しています。

### 被害者支援センター

犯罪被害に遭われた方に、電話相談、面接相談、カウンセリング、裁判等への付添いなど多様な支援を行っています。加盟団体(被害者支援センター48団体)のうち、47団体が公安委員会指定の早期援助団体です。

## ネットワークに期待すること



警察庁長官官房審議官  
(犯罪被害者等施策担当)  
内藤 浩文

近年、官民一体となった取組により、刑法犯認知件数は減少傾向にはありますが、依然として様々な犯罪等により被害を受ける方々が後を絶ちません。犯罪被害者及びそのご遺族又はご家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等によってその生命、身体、財産、

権利・自由を侵害されるなどの直接的な被害を受けるだけでなく、経済的困難や精神的苦痛など長期間にわたる被害に苦しめられることも少なくありません。

国民の誰もが犯罪被害者等となり得る中、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その視点に立った施策を講じ、この権利利益の保護が図られる社会を実現するため、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が制定されました。そして、現在は、同法に基づき策定された第3次犯罪被害者等基本計画に沿って、関係府省庁の連携の下、着実に取組が進められているところであり、警察庁においてもこの基本計画等に沿って犯罪被害者給付制度の見直しや犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度を始め様々な取組を行っております。

しかしながら、基本法の理念である「犯罪被害者等の個々の事情に応じた途切れのない支援」を実現するためには、国や地方公共団体といった行政の取組だけでは到底十分とはいえず、犯罪被害者等や地域の実情に応じて柔軟性に富んだきめ細やかな支援を提供することができる民間の被害者支援団体の活動の充実が必要不可欠です。

全国被害者支援ネットワークは、一人ひとりの犯罪被害者等に対する支援の提供にとどまらず、平成11年には「犯罪被害者の権利宣言」を発表するなど、犯罪被害者等のための様々な施策の発展に先導的な役割を果たしてこられました。また、平成21年7月には加盟団体が各都道府県に誕生して、47団体となり、平成27年6月には全都道府県の加盟団体が公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されるなど、全国組織として、各地域の加盟団体とともに、我が国の犯罪被害者等支援において極めて重要な貢献をされております。

政府としては、継続的な広報等の実施を含め、今後も民間の被害者支援団体の活動に対して支援を行っていくこととしております。皆様方におかれましても、犯罪被害者等施策と、民間の被害者支援団体及び全国被害者支援ネットワークの活動に対しまして、一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

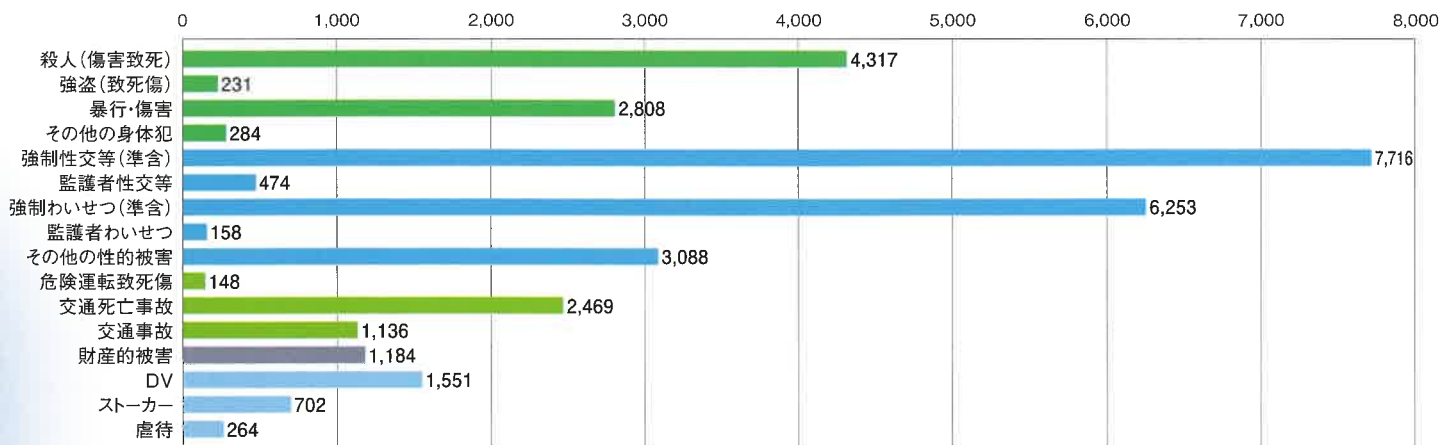


# 被害者の方からの相談、被害者の方への支援

全国の被害者支援センターでは被害者の方からの相談をお受けし、直接的支援（警察、裁判所、検察庁、病院、行政窓口への付添い等）を行っています。

## ■犯罪被害相談件数:32,783件(2018年度)

※全国48の被害者支援センター(加盟団体)が取り扱った相談件数です。

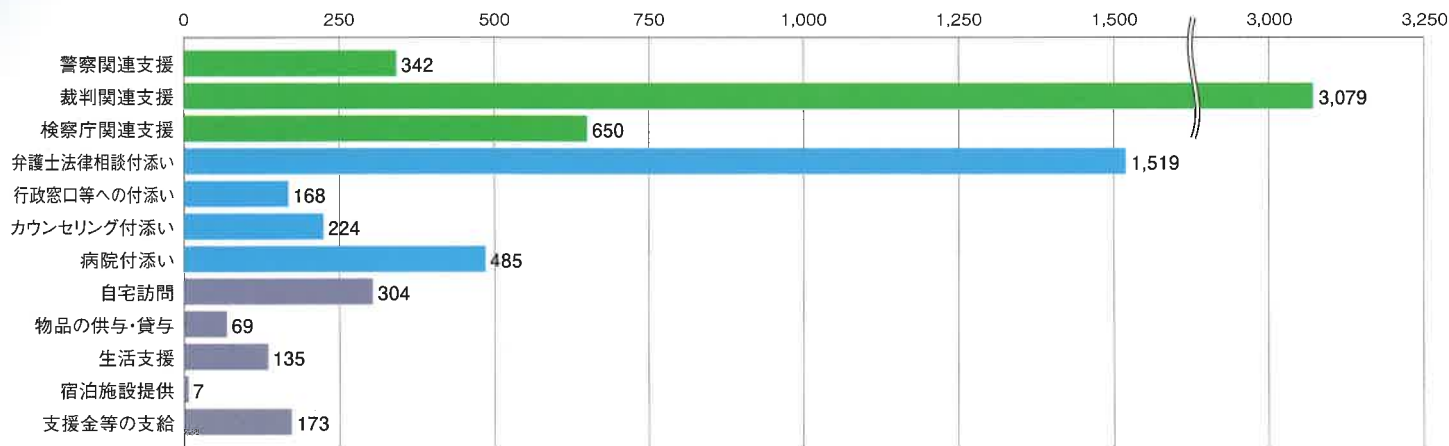


※性暴力ワンストップセンター分を含む。

## ■直接的支援件数:7,155件(2018年度)

(関係機関との連絡調整を除く)

※全国48の被害者支援センター(加盟団体)が行った直接的支援件数です。



## 犯罪被害者等電話サポートセンターの活動

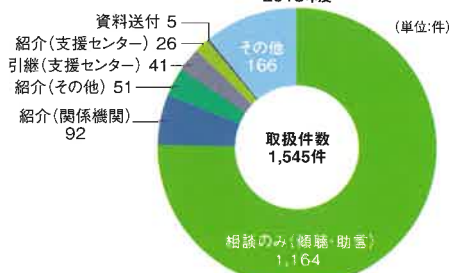
全国被害者支援ネットワークと、全国48の被害者支援センター(加盟団体)は、2018年4月1日から犯罪被害者等電話相談事業を、全国共通ナビダイヤル0570-783-554で開始しました。各地の被害者支援センターが開設していない平日の早朝、夜間と土日祝日の電話相談に全国被害者支援ネットワークが「犯罪被害者等電話サポートセンター」で対応します。相談内容によって、各地の被害者支援センターに引継ぎ、継続して支援を行います。



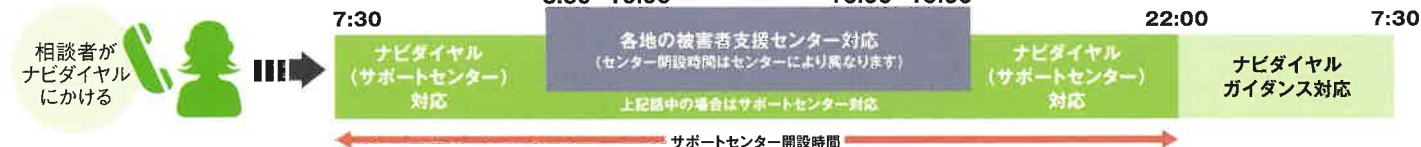
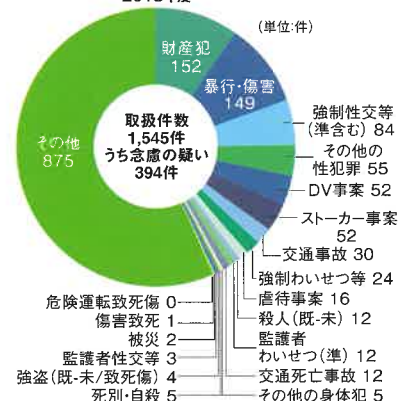
なやみはここよ  
**0570-783-554**

※通話料がかかります。

犯罪被害者等電話サポートセンターの取扱状況(相談電話処理結果別) 2018年度



犯罪被害者等電話サポートセンターの取扱状況(相談取扱罪種別) 2018年度



# 組織概要

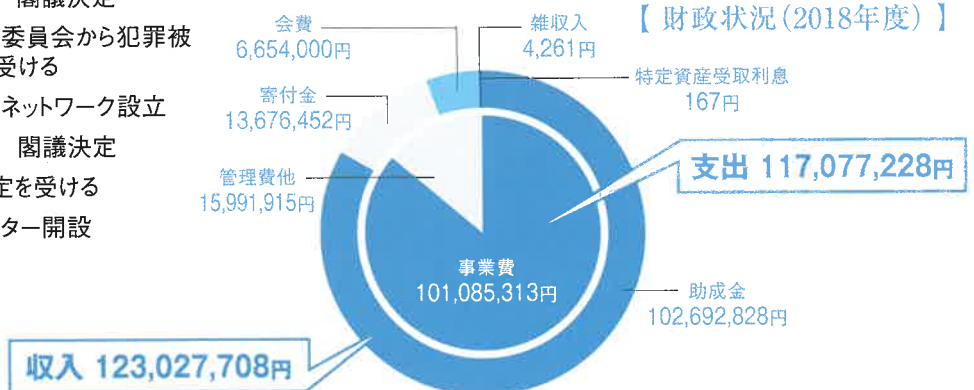
## 【沿革】

- 1998/05/09 ● 全国被害者支援ネットワーク設立(北海道、石川、東京、茨城、愛知、和歌山、大阪、広島で犯罪被害者の支援に取り組んでいた8組織が連携し、被害者支援の向上を図るための全国組織を結成、事務局を東京医科歯科大学犯罪被害者相談室に置く)
- 1999/05/15 ● 「犯罪被害者の権利宣言」の発表(全国被害者支援ネットワークが起草。犯罪被害者への支援が社会の責務であるとし、犯罪被害者の七つの権利を宣言)
- 2001/05/11 ● 加盟団体が20団体となる
- 2002/03/07 ● 全国被害者支援ネットワークが「犯罪被害者への支援活動を行う者の倫理綱領」を制定
- 2003/07/30 ● 加盟団体が30団体となる
- 2003/10/03 ● 全国被害者支援ネットワークが10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーンを実施
- 2004/12/08 ● 犯罪被害者等基本法 公布
- 2005/10/03 ● 加盟団体が40団体となる
- 2005/12/27 ● 犯罪被害者等基本計画 閣議決定
- 2006/09/07 ● 特定非営利活動法人の認定を受ける
- 2009/07/01 ● 加盟団体が47団体となり、全都道府県に設置
- 2010/12/01 ● 認定特定非営利活動法人の認定を受ける
- 2011/03/25 ● 第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定
- 2015/06/25 ● 全都道府県の加盟団体が公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける
- 2016/02/02 ● 一般社団法人全国被害者支援ネットワーク設立
- 2016/04/01 ● 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定
- 2016/11/01 ● 内閣府から公益社団法人の認定を受ける
- 2018/04/01 ● 犯罪被害者等電話サポートセンター開設
- 2019/03/28 ● 創立20周年記念誌発行

## 【役員・特別顧問・顧問】

- 理事長 平井 紀夫 (公社)京都犯罪被害者支援センター副理事長
- 副理事長 椎橋 隆幸 (学)中央大学名誉教授
- 副理事長 三輪 佳久 (公社)みやぎ被害者支援センター理事長
- 副理事長 田村 裕 (認N)こうち被害者支援センター理事
- 専務理事 秋葉 勝 (公社)全国被害者支援ネットワーク
- 理事 浅利 武 (公社)紀の国被害者支援センター業務執行理事
- 理事 飛鳥井 望 (公社)被害者支援都民センター理事長
- 理事 磯部 文雄 (特非)福祉未来研究所代表
- 理事 岡野 政義 (公社)広島被害者支援センター専務理事兼事務局長
- 理事 川上 賢正 (公社)福井被害者支援センター副理事長兼事務局長
- 理事 関根 剛 (公社)大分被害者支援センター副理事長
- 理事 中曽根えり子 (公社)にいがた被害者支援センター理事
- 理事 西川 修己
- 理事 吉田敏雄 (公社)やまがた被害者支援センター専務理事
- 理事 和氣 みち子 (公社)被害者支援センターとちぎ事務局長
- 監事 川本 哲郎 (学)同志社大学教授
- 監事 山崎 勝之
- 特別顧問 大谷 實 (公財)世界人権問題研究センター理事長
- 特別顧問 山上 皓 (大)東京医科歯科大学名誉教授
- 顧問 大久保恵美子 (公社)被害者支援都民センター理事
- 顧問 黒澤 正和 (公財)犯罪被害者支援基金専務理事
- 顧問 富田 信穂 (公社)いばらき被害者支援センター理事長
- 顧問 堀河 昌子 (認N)大阪被害者支援アドボカシーセンター顧問
- 顧問 安田 貴彦 東日本電信電話(株)特別参与

## 【財政状況(2018年度)】



## 犯罪被害者支援活動のパートナーになってください。

あなたのご支援で、被害者支援の輪が広がります。



(池袋募金活動:協力 東京光が丘ライオンズクラブ・北東リーグ少年野球チーム)

全国被害者支援ネットワークと加盟団体は、毎年秋の「犯罪被害者週間」を中心に募金活動を行っています。

街頭募金活動へ参加していただいたり、街頭募金活動で配る物品(サンプル商品など)のご提供をいただいています。

## 寄付型自動販売機の設置



飲料代金から1本につき10円をご寄付いただく自動販売機です。自動販売機の新設・置き換えは無料です。

## 賛助会員

個人会員は、年間1口3,000円、法人会員は、年間1口10,000円。会員のみなさまには、「被害者支援ニュース」や手記集「犯罪被害者の声」をお送りします。

## ホンデリングプロジェクト

### ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～



～本でひろがる支援の輪～  
あなたの本のご寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。  
<http://www.hondering.jp/>

※会費及び寄付金は、税制上の優遇措置を受けることができます。会費及び寄付金受領後、受領証明書をご送付します。

詳しくは全国被害者支援ネットワーク事務局  
☎ 03-3811-8315にお問合せください。



# 全国にある「被害者支援センター」では、 犯罪被害に遭われた方に多様な支援を行っています。

全国被害者支援ネットワークの加盟団体(被害者支援センター)では、精神科医、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、弁護士など、さまざまな専門家をはじめとして、被害者の多様なニーズに応える体制作りを行っています。活動資金は個人、団体からの寄付や助成金、地方自治体の補助金などで賄っており、被害者の方やそのご家族に対して無償で支援を提供しています。

秘密  
厳守

支援  
無料

支援内容については、最寄りの被害者支援センターにお問合せください。

(全国48の被害者支援センター一覧は裏面に掲載しています)

## 電話相談・面接相談

専門的な訓練を積んだ相談員がご相談をお受けします。



## 病院、警察、裁判などへの付添い

必要に応じて、病院、警察、検察、裁判へ付添います。また、必要な各種手続きのお手伝いをします。



## 日常生活の支援

被害直後の日常生活のお手伝いをします。

## 公的手続きのお手伝い

行政機関等での手続き・申請等をお手伝いします。

## カウンセリングの提供

専門家が心理的支援を行います。

## 自助グループへの支援

気持ちを表現する場が回復につながります。

## 被害者支援活動に関する広報啓発活動

## 活動紹介

### 犯罪被害相談員等の人材育成

全国を6ブロックにわけ、年2回の研修を開催する他、東京で秋期全国研修会を開催しています。この他、指導者育成のための研修・会議等を行っています。

### 社会啓発活動

毎年秋に「全国犯罪被害者支援フォーラム」を開催し、被害者の方の実情や、支援活動の必要性を社会啓発しています。2018年は秋篠宮皇嗣同妃両殿下がご聴講されました。



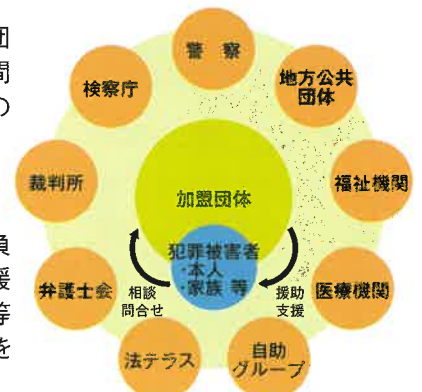
フォーラムご聴講の秋篠宮皇嗣同妃両殿下

### 関係機関・団体との連携

警察、裁判所、検察庁、地方公共団体などの公的機関や病院などの民間機関との連絡調整を図り、被害者の方やご家族をサポートしています。

### 経済的な支援

犯罪被害に遭ったことで経済的な負担を強いられている方々に、緊急支援金の支給や精神科医、臨床心理士等のカウンセリング等心理療法の支援を一定の要件のもとで行っています。



#### 犯罪被害相談員

支援のプロとして公安委員会の指定を受けた団体の相談員

全国に  
720名



1団体あたり約15名

#### 犯罪被害者直接支援員

研修や支援経験により専門性を高め、直接的支援に従事

全国に  
1,170名



1団体あたり約24名

被害者支援センターに所属している支援活動従事者

合計約1,600名

※相談員と直接支援員の数は、兼務している人物がいるため、重複カウントしている場合があります。(2019年4月現在)



# 加盟団体(被害者支援センター)一覧

2019年6月現在

	団体名	相談電話番号	開設曜日・時間		団体名	相談電話番号	開設曜日・時間
北海道	公益社団法人北海道家庭生活総合 カウンセリングセンター 北海道被害者相談室	011-232-8740 ★	月～金 10:00～16:00	福井	公益社団法人 福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土 10:00～16:00
	一般社団法人北・ほっかいどう 総合カウンセリング支援センター	0166-24-1900 0166-27-7611	月・火・木・金 10:00～15:00	滋賀	公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341 ★	月～金 10:00～16:00
青森	公益社団法人 あおもり被害者支援センター	017-721-0783 ★	月・火・木・金 10:00～17:00 水 10:00～20:30	京都	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター	①0120-60-7830 ②075-451-7830 ③(ほくぶ)0120-78-3974	①②月～金 13:00～18:00 ③月・木 12:00～16:00
岩手	公益社団法人 いわて被害者支援センター	019-621-3751 019-601-3026 ★	月～金 10:00～17:00	大阪	認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金 10:00～16:00
宮城	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	022-301-7830 ★	火～金 10:00～16:00	兵庫	公益社団法人 ひょうご被害者支援センター	078-367-7833 ★	火・水・金・土 10:00～16:00
秋田	公益社団法人 秋田被害者支援センター	0120-62-8010 ★	月～金 10:00～16:00	奈良	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター	(奈良)0742-24-0783 (中南和)0744-23-0783	月～金 10:00～16:00
山形	公益社団法人 やまがた被害者支援センター	(山形)023-642-7830 (庄内)0234-43-0783 ★	月～金 10:00～16:00 (庄内は毎週水曜のみ)	和歌山	公益社団法人 紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～金 10:00～16:00 土 13:00～16:00
福島	公益社団法人 ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金 10:00～16:00	鳥取	公益社団法人 とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金 10:00～16:00
茨城	公益社団法人 いばらき被害者支援センター	029-232-2736 ★	月～金 10:00～16:00	島根	公益社団法人 島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金 10:00～16:00
栃木	公益社団法人 被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金 10:00～16:00	岡山	公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま(VSCO)	086-223-5562	月～土 10:00～16:00
群馬	公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま	027-253-9991 ★	月～金 10:00～16:00	広島	公益社団法人 広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土 9:00～17:00
埼玉	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830 ★	月～金 8:30～17:00	山口	公益社団法人 山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金 10:00～16:00
千葉	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450 ★	月～金 10:00～16:00	徳島	公益社団法人 徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月・水～土 9:00～16:00
東京	公益社団法人 被害者支援都民センター	03-5287-3336	月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00	香川	公益社団法人 かがわ被害者支援センター	087-897-7799 ★	月～金 10:00～16:00
神奈川	認定NPO法人 神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土 9:00～17:00	愛媛	公益社団法人 被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土 10:00～16:00
新潟	公益社団法人 にいがた被害者支援センター	(新潟)025-281-7870 (長岡)0258-32-7016 (上越)025-522-3133 ★	月～金 10:00～16:00	高知	認定NPO法人 こうち被害者支援センター	088-854-7867 ★	月～金 10:00～16:00
山梨	公益社団法人 被害者支援センターやまなし	055-228-8622 ★	月～金 10:00～16:00	福岡	公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター	(福岡)092-735-3156 (北九州)093-582-2796 ★	月～金 9:00～16:00
長野	認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター	(長野)026-233-7830 (中信)0263-73-0783 (南信)0265-76-7830	月～金 10:00～16:00	佐賀	認定NPO法人 被害者支援ネットワーク佐賀 ボイス	0952-33-2110	月～金 10:00～17:00
岐阜	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 058-268-8700 ★	月～金 10:00～16:00	長崎	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977 ★	月～金 9:30～17:00
静岡	認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金 10:00～16:00	熊本	公益社団法人 くまもと被害者支援センター	096-386-1033 ★	月～金 10:00～16:00
愛知	公益社団法人 被害者サポートセンターあいち	052-232-7830 ★	月～金 10:00～16:00	大分	公益社団法人 大分被害者支援センター	097-532-7711 ★	月～金 9:00～17:00
三重	公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830 ★	月～金 10:00～16:00	宮崎	公益社団法人 みやざき被害者支援センター	0985-38-7830 ★	月～金 10:00～16:00
富山	公益社団法人 とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金 10:00～16:00	鹿児島	公益社団法人 かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341 ★	火～土 10:00～16:00
石川	公益社団法人 石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土 13:30～16:30	沖縄	公益社団法人 沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金 10:00～16:00

※1 被害者支援センターの開設曜日は、基本的に祝祭日・年末年始を除きます。

※2 ★は、上記の番号とは別に「性暴力被害専用電話」があります。詳しくは、全国被害者支援ネットワークホームページ、各センターのホームページをご確認ください。



犯罪被害者に 寄り添い 支える

公益社団法人  
全国被害者支援ネットワーク

公式アカウント @nnvs\_org

公式アカウント <https://www.facebook.com/nnvs.org>

<https://www.nnvs.org/> 犯罪被害者支援

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト6F

事務局：03-3811-8315

犯罪被害者等電話相談： **0570-783-554**

このパンフレットは(一財)ひまわり基金の助成により作成されております。



## 直接的支援の内容

### 被害の発生

**警察署への付き添い**  
相談や届出のために警察に行くときに付き添います。



**マスコミ取材等の付き添い**  
報道関係者の取材時等に付き添います。

**病院への付き添い**  
病院での治療・検査が必要な時に付き添います。

**自宅訪問**  
外出が難しい方には、支援スタッフやボランティアがご自宅にうかがいご相談にのります。情報提供・買い物など、身の回りのことで必要なことがあればお手伝いします。

**カウンセリング**  
精神科医やカウンセラーが、自宅やセンターにおいてカウンセリングを行います。

犯人の特定

### 事件の送致

**検察庁への付き添い**  
事件が検察官に送致され、検察官の事情聴取を受けるときや相談に行くときに付き添います。(支援員の同席が認められない場合もあります。)

起訴

### 裁判

**裁判所への付き添い**  
被害者が証人として供述する場合に、裁判所が認める場合は、被害者に付き添います。

※秘密は守られます。  
※相談・支援は無料です。

## 支援を希望されるときは

事件を担当する警察署  
または  
公益社団法人被害者支援センターとちぎ  
までご連絡下さい

### 取扱担当者記載欄

警察署	課	係
電話番号	内線	

## 公益社団法人被害者支援センターとちぎ

相談電話 サンキュー 支援  
**028-643-3940**

電話相談は毎週月曜日～金曜日  
(土・日・祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後4時まで  
必要に応じて予約制で面接相談・弁護士相談も  
いたします。(毎月第3木曜日)  
HPアドレス <http://www.tochigi-shien.jp>

全国共通ナビダイヤル  
**0570-783-554**(午前7時半～午後10時まで)

相談支援  
無料

## 警察の被害相談窓口

県民相談室 **028-627-9110**  
(または#9110)

性犯罪被害者相談電話 **028-625-2070**

2020.4

# 犯罪被害にあわれた方へ

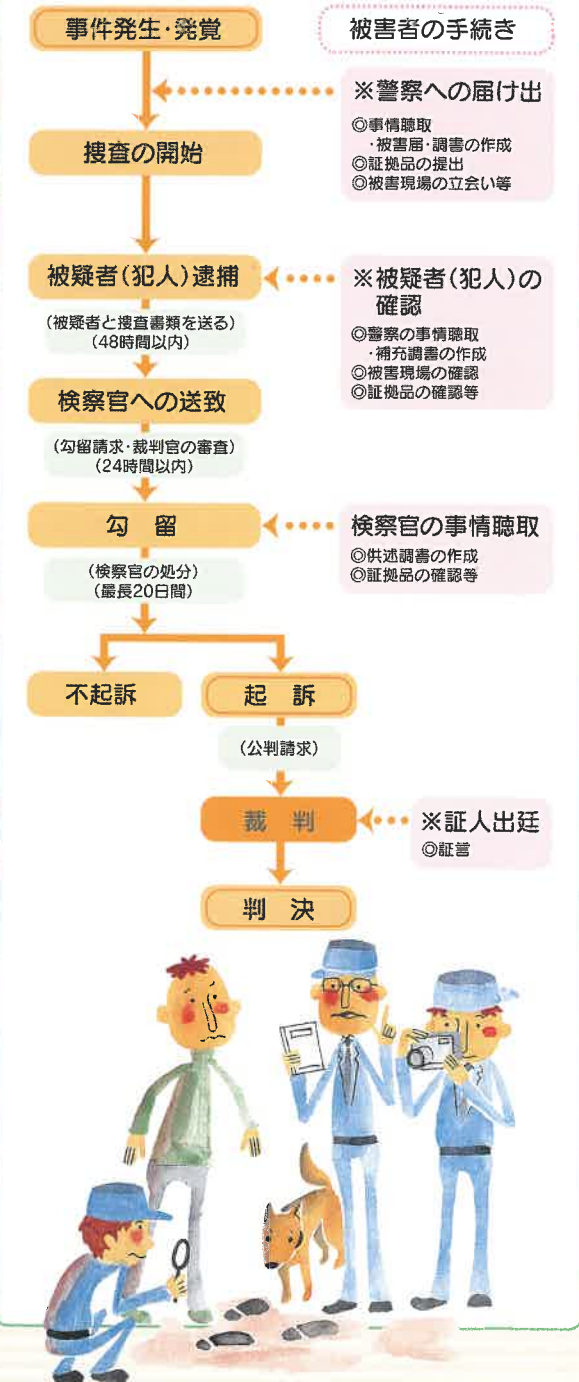


「赤い羽根」おうえんプロジェクトの  
助成でつくっています。



栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人被害者支援センターとちぎ  
〒320-0043 宇都宮市桜4丁目2番2号栃木県立美術館普及分館2F  
TEL/FAX 028-623-6600  
HPアドレス <http://www.tochigi-shien.jp>

## 事件発生から裁判までの手続き





## 被害にあわれた方へ

突然、犯罪の被害にあってから

◎眠れないことはありませんか？

◎緊張や動悸はありませんか？

被害を受けた後は、一種のショック状態が続き体にも心にも変調をきたすことが多く、食欲がない、下痢や吐き気などの症状がでることがあります。

また、事件そのものがどうしても信じられず、呆然として悲しむことさえできない人もあります。

でも、これは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、ごく正常なことなのです。

また、事件の後には、経済的な問題や法律的な問題、生活上の悩みを抱えます。そんな「誰かに相談したい。誰かに話を聞いてほしい」と思うときは、**被害者支援センター**とちぎまで電話をおかけください。

当センターでは、さまざまな機関と連携しながら、あなたが抱える問題や悩みが少しでも軽減され、解決の糸口を見いだすことができるよう支援を行ってまいります。

あなたからの電話をお待ちしています。

「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」は、事件や事故の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族を支援するためのボランティア団体です。

## 被害者支援センターとは

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資するとともに被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする団体です。

### 犯罪被害者やそのご家族に提供するサービスとして…。

#### 電話相談・面接相談

電話での相談を行っています。必要に応じて、継続的な面接相談を行っています。また臨床心理士・弁護士による専門的な相談も行います。弁護士無料相談の日は毎月第3木曜日（事前の予約が必要です）。



#### 広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。



#### 付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による法廷、病院への付き添いなど、直接的な支援を行います。



#### 支援者の養成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っていきます。

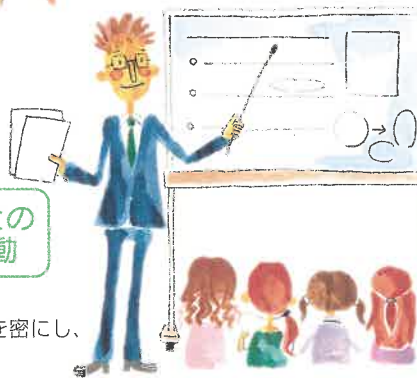
#### 被害者グループへの援助

同じような被害にあわれた被害者の方へ交流場所の提供や活動の支援を行います。



#### 関係機関・団体等との連携による支援活動

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



## 他の関係機関による援助・救済の内容

制度の名称	制度の概要	担当機関
犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や重傷病を負い、若しくは障害の残った被害者に対して国が犯罪被害者等給付金を支給します。申請手続き等の詳しい内容は、栃木県警察本部県民広報相談課にお問い合わせ下さい。	栃木県警察本部 県民広報相談課 宇都宮市瑞田1-1-20 028(621) 0110
民事上の損害賠償請求制度	犯罪の被害者は、民法上の不法行為の規定に基づき、加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償を請求することができます。犯罪の被害者が、申し出により裁判の記録を閲覧したり謄写することができます。これらの資料を加害者に対する民事上の損害賠償請求に活用することができます。賠償請求については、弁護士会の法律相談センターが相談に応じてくれます。	栃木県弁護士会 法律相談センター 宇都宮市明保野町1-6 栃木県弁護士会館 028(689)9000
暴力団犯罪に関する訴訟支援制度	暴力団員から被害を受けた方が、暴力団を相手に損害賠償請求の民事訴訟をおこす場合に、裁判手続きなどに関して費用などの支援を受けることができます。	公益財団法人栃木県暴力団追放県民センター 宇都宮市昭利3-2-8 しもつけ会館1F 028(627)2995
税法上の救済制度	犯罪により負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方などは、 ◎医療費控除 ◎障害者控除を受けられる場合があります。また、身体の障害により支払いを受ける損害保険金や慰謝料、その他損害賠償金、見舞金も非課税とされています。詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。	お近くの税務署
福祉制度	犯罪の被害により収入が少なくなるなどして生活に困っている方、身体に障害を生じるようになり子供の養育やお年寄りの介護などにお困りの方は、各種給付・貸付制度や各種福祉サービスをご利用できる場合があります。	各市町の福祉担当窓口 各地区健康福祉センター
犯罪被害者遺児に対する奨学金制度	犯罪被害者遺児等の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金や学用品費の給与等の援助を行います。	(財)犯罪被害者救済基金 東京都千代田区 03(5226)1020
交通事故に関する相談	交通事故の賠償、責任問題、示談の進め方、保険の請求などの相談に応じてくれます。	中央県センター 028(623)2188

あなたに優しさのハートを届けたい



VICTIM SUPPORT  
CENTER TOCHIGI

# あなたに知ってほしいこと

～犯罪被害にあうということ～



「赤い羽根<sup>〆</sup>おうえんプロジェクト」の助成でつくっています。

栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

被害者支援センターとちぎ





## はじめに

「犯罪」は、  
ある日突然ふりかかってくる。  
誰にもそれを予想することはできません。

犯罪被害にあうと、  
様々な問題が生じてきます。

被害者ひとりの力だけでは回復は難しく、  
周囲からの支援が必要となります。

この冊子では被害者の置かれている現状の深刻さと、  
あなたにできる被害者支援について述べていきます。

※ここでいう「被害者」とは、犯罪被害者ご本人とそのご家族及びご遺族のことです





## ～目次～

はじめに .....	1
I. 犯罪被害の深刻さ .....	3
(1) 一次被害と二次被害	
(2) 被害者の置かれている現状	
(3) 二次被害	
(4) 手記	
コラム「悲嘆と PTSD」.....	12
II. 民間団体における支援 .....	13
(1) 被害者支援センターとちぎの支援について	
(2) あなたにできること、考えてほしいこと	
III. 被害者支援に取り組む機関や 団体窓口のご案内 .....	16
おわりに .....	18



## I. 犯罪被害の深刻さ

### (1) 一次被害と二次被害

「犯罪被害」というと、あなたはどのようなことを思い浮かべますか？ 犯罪の被害には、主に「一次被害」と「二次被害」と呼ばれているものがあります。

「一次被害」とは命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの、生命・身体・財産などに対する被害のことです。これに対して「二次被害」とは、周囲の人々の無責任なうわさ話や、報道の過熱といった、一次被害が原因で生じる様々な影響のことをいいます。

### (2) 被害者の置かれている現状

では、犯罪被害にあうことによって、被害者はどのような状況に置かれるのでしょうか？ 具体的には以下のようなことが生じます。

#### ①身体的な問題

- ・頭痛
- ・めまい
- ・微熱
- ・吐き気
- ・嘔吐<sup>おうと</sup>
- ・食欲低下
- ・腹痛
- ・不眠
- ・身体のだるさ
- ・身体の痛み

#### ②精神的な問題

- ・集中力がなくなる。
- ・何もする気になれない。
- ・感情のコントロールが難しくなる。
- ・起きたことが信じられない、現実だと受け入れられない。
- ・また被害にあうのではないかといつも警戒してびくびくし、物音などに敏感になる。

①、②のような問題は被害者を苦しめ、日常生活を送ることさえ困難にします。

これらは異常な出来事（犯罪）に対する、正常な反応です。 こうした問題で苦しんでいる場合、家族や友人、あるいは被害者を支援する人に話を聞いてもらうだけでも、負担が軽くなることがあります。

### ③経済的な問題

- ・ 医療費の負担（ケガを負ったり、体調を崩してしまうため）
- ・ 転居費用の負担（事件現場が自宅である、あるいは近所の人視線が気になる等の理由で住み続けることが難しくなるため）
- ・ 葬儀費用の負担
- ・ 弁護士費用の負担
- ・ 休職、失職による収入の減少（体調不良や周囲の無理解によって休職、退職してしまうために生じる）

### ④刑事手続きに関わる問題

- ・ 捜査や裁判の過程で、つらい思いをする。
- ・ 一般生活になじみのない刑事裁判に携わる上での不安
- ・ 裁判傍聴のための交通費の負担

### ⑤その他の問題

- ・ 周囲の人からの心ない言葉で傷つく。
- ・ 心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つく。
- ・ 無責任なウワサに傷つく。
- ・ 捜査や裁判の過程で傷つく。
- ・ マスコミからの取材や事実とは異なる報道内容に傷つく。

①～⑤のような深刻な問題に直面せざるを得ないのが、被害者の置かれている現状なのです。

このような問題は、被害者の回復を大きく妨げたり、被害者をより傷つけたりする原因になります。





### (3) 二次被害

「二次被害」とは事件後、周囲の心ない対応に傷つくことをいいます。時に大切な人を気遣うつもりの一言が、逆に相手を傷つけてしまうこともあります。

どのようなことが「二次被害」になってしまうのでしょうか？

その例をあげてみました。

- 「何故、逃げなかったの？」
- 「抵抗できなかったの？」
- 「そんな時間帯に出歩くから」

しばしば周囲も被害者自身も、被害にあった原因を被害者に向けがちです。しかし、実際に悪いのは加害者です。被害者が悪い訳ではありません。そうでもなくても、被害者は自分自身を責めて苦しんでいます。「しなかった」のではなく、できない状況であったことを理解してください。

- 「そんな<sup>かつこう</sup>恰好をしているから」

服装はあくまでもファッションであって、被害の原因とはいえません。

- 「頑張っ  
てね」
- 「いつまで落ち込んでいるの？」
- 「しっかりしなさい」

励ますつもりで言った言葉でも、相手を傷つけてしまうことがあります。被害者はたくさん  
の問題を抱えながら、限界まで頑張っています。

そのような被害者をこのような言葉はさらに追いつめてしまいます。また、悲しみ・苦しみから回復するには、長い時間を要することがあります。その時間は人それぞれです。なかなか元気になれないことを一番つらく感じているのは被害者なのです。励ましの言葉は時にとてもつらく感じられます。



### ●「早く忘れた方がいい」

忘れられるくらいなら、忘れたいと一番感じているのは被害者です。それでも忘れることができないため苦しんでいるのです。またご遺族にとっては、事件を忘れることが故人を忘れることにつながるため、このような言葉はとてもつらく感じられます。

### ●「もっとつらい目にあった人もいる」

感じ方は人それぞれで、苦しみを比較することはできません。「目の前にいる私の気持ちを理解してほしい」と思う被害者にとってつらく感じられます。

### ●「命があるだけ良かった」

生きてることが苦しく、「あの時、いっそ死んでしまえばよかった」と感じている被害者には、自分の苦しみを理解してもらえないと感じるつらい言葉です。

### ●「まだ、他にお子さんがいらっしゃるじゃない」

みんなそろっての家族です。他の家族がいたとしても、失ってしまった家族の代わりにはなりませんし、喪失感を埋めることもできません。

### ●「意外に元気そうね」

表面上は元気に見えているだけかもしれません。自分の身に起きていることを現実だと受け止めきれずにただ日々を過ごしている場合や、周囲に気を遣って元気な振りをして頑張っている場合もあるのです。

### ●「いくらもらったの?」

お金がほしいから損害賠償の民事裁判を起こす訳ではありません。

お金があったとしても、被害を受ける前に戻ることはできません。たとえ、身体の傷が治ったとしても受けた被害を抱えたままずっと生きていくことになるのです。また多くの場合は、民事裁判の判決が出ても加害者からの被害弁償がなされていないのが実情です。



#### (4) 手記

被害者の抱える問題の深刻さをご理解していただくため、ご遺族や被害に遭われた方から頂いた手記をご紹介します。

### つらい日々のなかで

公益社団法人被害者支援センターとちぎ  
自助グループ「あかし」 大森 早折

罪名・・・自動車運転過失致死  
最初から納得のいかない罪名でした

平成23年4月朝、栃木県鹿沼市国道293号線にて、歩道を歩いて登校中の小学生の列に、暴走したクレーン車が突っ込み、息子卓馬を含む6人の幼い命が奪われました。

加害者は、医師から車には乗らないよう注意されていたにもかかわらず、持病のてんかんを申告せずに免許を取得。事故当日、発作の予兆があったにもかかわらず、クレーン車を運転し意識を失い、子供達を次から次へとひき殺していったのです。

この事故で、未来に満ち溢れた9歳から11歳の幼い命が無残にも奪われてしまったのです。

卓馬に会えたのは、事故から6時間後の鹿沼警察署の霊安室でした。変わり果てた卓馬の姿。柔らかかった頬は冷たく、顔は傷だらけ…卓馬の肩に触れようとした時、「卓馬君が可哀想だから」と警察の方に止められたのです。後に分かったことですが、卓馬は12トンのクレーン車の前輪の下敷きになっていたのです。卓馬の身体は損傷が酷くボロボロだったのでしょう。だから警察の方も葬儀社の方も、私達両親に顔以外は触れさせなかったのだと思います。

卓馬に会えるまでの時間、私達は警察署の3階で待たされていました。私は、「今、この窓から飛び降りれば卓馬と一緒に逝ける。でも、目の前にいる長男はどうなってしまおうのだろう…」とそんなことを考えていたのです。

親なのに守ってあげることも、一緒に逝くことも、抱きしめてあげることも出来なかった自分を責め続けました。

11年という余りにも短い卓馬の命を奪われたこの日から、私達の幸せな日々も奪われたのです。

法律のことなど何一つわからなかった私達は、当然、危険運転行為により6人もの命を奪ったのだから、危険運転致死傷罪で起訴をされるものだと思っていたのです。

しかし、自動車運転過失致死罪で起訴されたのです。私達遺族は納得できず、検察庁へ出向き理由を求めたのです。しかし、その返答に打ちのめされたのです。

理由・・・条文に当てはまらないため、危険運転致死傷罪で起訴したら裁判で無罪になってしまう。

私達は泣き崩れ、司法に裏切られたと感じたのです。それでも上限7年を勝ちとるため闘わなければならなかったのです。

事故から5ヶ月後、裁判が始まり明るみになった加害者の人格、事故歴。

免許取得からの10年間で、物損事故11回、人身事故はこの事故で2度目となります（内てんかん発作による事故は6度目と思われる）。1度目の人身事故で刑事裁判となっていますが、てんかん発作による事故だということを隠すため、母親と共に口裏を合わせ、「居眠り事故」として、懲役1年4ヶ月、執行猶予4年の判決を受けていたのです。

過去の事故を「運が悪かった」と供述し、人の生命身体に無関心、無視という非人間的な加害者の性向に憤りを感じました。

私達両親は、被害者参加制度を使い、意見陳述で加害者に、今まで子供達と過ごしてきた大切な時間、失ってからの苦しみ、加害者に対しての憎しみをぶつけたのですが、顔色ひとつ変えず、他人事のようにしか思っていない様子でした。

こんな人間に大切な卓馬を殺されたのかと思うと悔しく、憎しみが増すばかりでした。

判決・・・懲役7年

自動車運転過失致死罪の上限7年が言い渡され、執行猶予中の事故だったため、未決勾留日数150日を算入され、一日も減刑されることなく終わりを迎えたのです。

しかし、自己中心的な考えで行動をし、6人の幼い命を奪い、これが何故「過失」による事故だと言えるのでしょうか。この加害者の考えや行為は故意としか思えないのです。

私達は遺族となって初めて、交通事故では人の命が軽視されていることを知り、この国の法律は加害者のためだけにあり、被害者の人権など無視されていると感じました。

一番辛く、悔しいのは突然未来を奪われた被害者なのです。交通事故だからといって、人の命を軽く見ないでほしい。

最初から軽すぎる刑に私達は納得できず、法改正を求めて動き始めたのです。

平成23年12月、クリスマス一色で賑う店先で始まった署名活動。楽しそうな親子連れを見ると胸が締め付けられる思いでした。

行き交う人に声を掛け、一人一人に主旨を説明し理解してもらい署名をして頂きました。

日が経つにつれ、自宅にも署名が届くようになり、署名と一緒に温かい言葉が添えられた手紙が多く届くようになりました。



しかし、中には中傷的な手紙や電話もあり、傷つき落ち込むことも度々ありました。その度に自分を奮い立たせてきました。

署名活動から約4ヶ月。間もなく子供達の一周忌を迎えようとしていた4月、多くの人に助けられ、短期間にもかかわらず、刑法改正約17万人、運転免許制度の改正約16万人もの署名を、法務大臣、国家公安委員長へと提出することができました。

法務大臣「署名は、もう十分です。正面から問題に取り組みたい。」

国家公安委員長「早期に再発防止策を取りたい。」と言われたお二人の大臣の言葉に、どれほど救われたことでしょうか。

その後も、自宅に届いた署名を提出することができ、最終的に約20万人の署名を提出することができました。

署名提出から2年後。

平成26年5月より、悪質な交通事故を厳罰化する新法が施行されました。

危険運転致死傷罪（上限15年）・・・病気（てんかんなど6疾患）やアルコール、薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で死傷事故を起こした場合

発覚免脱罪（上限12年）・・・飲酒運転で死傷事故を起こし、飲酒の発覚を免れようと逃走した場合

無免許運転で死傷事故を起こした場合には刑が3～5年加重される。

そして6月には、免許の取得・更新時に病状を虚偽申告した場合の罰則も施行されたのです。それぞれの遺族の活動が、法改正へと至ることができたのです。

私達は短期間の署名活動で、法改正への道が開けましたが、中には長年の署名活動を行っているご遺族の方々もいたのです。

署名活動は、精神的にも肉体的にも苦痛を伴います。遺族は、大切な人

を亡くし、生きているだけでも精一杯なのです。もしまた厳罰化を求め  
る声が上がったときは、お願いします。遺族の声に耳を傾け、早急に対応を  
してあげてください。これ以上の辛く苦しい想いをさせないでほしいの  
です。

あの日から4年の月日が経ちましたが、今でも卓馬が一人で寂しいの  
ではないかと心配でなりません。日が経つにつれ人に胸の内を話せなく  
なっています。

私達には理解と胸の内を話せる場所が必要です。私達は事故直後から、  
被害者支援センターとちぎの方々と出会うことができました。

何もわからず何も手に付かない私達に、裁判までの流れや、裁判への付  
き添い、署名活動へのアドバイスから署名活動まで。様々な手助けをし  
て頂きました。

そして今でも、被害者のパネルを各市町と共催し、被害者や遺族の苦し  
い想いを広く理解してもらいたいと、パネル展示を行って来ています。  
6人の子供達は、パネルと共に靴も展示して頂いています。

そして年に一度、被害者が生きていた証として、私達遺族が書いた手記  
「証」を刊行し、多くの人に伝えようと配布をして来ています。

何年経っても私達を心配し、理解してくれる唯一の人達。心より感謝  
しています。

この事故で多くの人が悲しみ苦しみました。

私達家族、友達、子供達と関わった多くの人達。そして、同じ持病を持  
ち病氣と向き合い生きている方々。この加害者は、これだけ多くの人達  
を傷つけ苦しめたことをわかっているのか疑問です。

この4年間、悔し涙を流し、歯をくいしばり様々なことに耐え辛い日々  
の中を過ごしてきました。平凡な毎日がどれ程に幸せなことか。卓馬の  
隣で笑い、抱きしめられる。そんな平凡で平穏な日々に戻りたい…

## コラム

# 悲嘆とPTSD

### 悲嘆について

大切な人を失えば誰でも悲しみ嘆きます。犯罪被害のように予期しない突然の体験は人に多くの衝撃を与えます。犯罪の責任は加害者にあるのに、まるで自分のせいで事件が起こったと責任を感じてしまうこともあります。残されたことを悲しむあまり加害者だけでなく、亡くなった人に対してまで怒りを感じることもさえます。強い悲しみがわき起こり、日常生活もままならないこともあります。このような気持ちは、時間とともに軽減していく場合が多いのですが、回復のために年単位の時間を要することもあります。

### PTSDについて

災害や事件などにあって、その体験がトラウマ（心の傷）となり、生活に支障をきたしている状態を指します。PTSDは、トラウマ体験後1カ月以上経過して初めて医師により診断されます。「犯罪被害にあう」イコール「PTSDになる」訳ではありません。多くの場合、生活への支障は時間とともに軽減していきませんが、回復のために年単位の時間を要する場合もあります。

PTSDや複雑性悲嘆（悲嘆が激しく、また、長く続く場合のもの）に関しては、現在有効な治療方法があります。まずは医療機関にご相談ください。





## Ⅱ. 民間団体における支援

### (1) 被害者支援センターとちぎの支援について

被害者支援センターとちぎでは、被害者に対する以下の支援、及び被害者支援の広報啓発活動を行っております。

#### 電話相談

専門的な研修を受けた支援員が、犯罪被害により生じたさまざまな問題について相談に応じます。

#### 面接相談

電話相談後、必要に応じて面接相談を行います。(要予約)

専門家による面接、法律相談、カウンセリングを行っています。(要予約)

#### 直接的支援

相談の状況に応じて、被害にあわれた方に直接お会いして支援します。

○被害直後、外出することが難しい場合には、ご自宅にうかがいます。

- ・ご自宅での面接相談を行います。
- ・その他、ご相談の上、必要な支援を行います。

○病院に行く際、支援員が付き添います。

例えば

- ・病院での治療・検査のとき。
- ・場合によっては、病院の診療予約をとります。
- ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。

○市町村役場、その他行政機関に行く際、支援員が付き添います。

例えば

- ・届出や手続きをするとき。
- ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。



○警察署や検察庁に行く際、支援員が付き添います。

例えば

- ・ 事情聴取のとき。(ただし、支援員の同席が認められない場合もあります)
- ・ その他、ご相談の上必要な支援を行います。

○裁判に関する支援を行います。

例えば

- ・ 刑事司法手続きの流れや裁判についての説明や情報を提供します。
- ・ 要望に応じて傍聴席の確保をします。
- ・ 行われた裁判の内容について説明します。
- ・ 裁判所に行くことができない被害者の代わりに傍聴して報告します。
- ・ マスコミ等にコメントを出したい場合に、仲介して調整します。
- ・ その他、ご相談の上必要な支援を行います。

### 申請補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、給付金の申請をする方のお手伝いをします。

### 自助グループ支援

ご遺族が、安心して話をする事ができる場として自助グループ「あかし」「はなみずき」を運営しています。

### 支援員の養成

支援活動員の養成講座を開講しています。

認定された支援活動員は継続的な研修、および「全国被害者支援ネットワーク」主催の研修会に参加しています。

### 広報・啓発活動

被害者支援の大切さを多くの方に知っていただくために、講演会や研修会の開催、機関誌の発行、学校での「命の大切さを学ぶ授業」講演、広報キャンペーン等の活動を行っています。

### 他機関との連携

「全国被害者支援ネットワーク」や、県や市町村の被害者担当窓口や刑事司法機関・団体との綿密な連携により支援活動の充実を図っています。

## (2) あなたにできること、考えてほしいこと

### 〈近くにいる、そばにいるあなたにできること〉

被害者の一日も早い被害からの回復のためには、周囲からのサポートが何よりも大切です。では、どういうことが大切なのでしょう？

まず、理解しておくべきことは…

### 『被害者』イコール『何も判断できない人ではない』ということです。

被害者は、犯罪被害という突然の出来事に対して、混乱しているだけで、「何もできない弱い人」ではありません。

被害者の意思を尊重して、物事を進めていくことは被害からの回復の一步につながります。

特別なことは必要ありません。

あなたにできるサポートを続けていただくことが大切なのです。

被害からの時期によって、必要なサポートはさまざまです。

### 《事件後間もない時》

- ・被害者が安全・安心だと感じられる環境をととのえる。  
(そっと寄り添う、落ち着ける場所を用意する)
- ・被害者の気持ちに寄り添う。

### 《事件後しばらくしてから》

- ・被害者の話に耳を傾ける。(同じ話であっても繰り返しかえし聴くことが大切です)
- ・批判をしたり、責めたりしない。
- ・被害者に必要な情報を収集しておく。  
(新聞記事などの保存、支援機関の連絡先・利用できる制度の情報収集)
- ・家事、育児など、被害者の負担となっていることのお手伝いをする。(子どもさんの遊び相手、買い物の代行やゴミ出し)
- ・警察や病院、裁判所などに付き添う。

### 家族・友人・知人として

大切な人が、突然の犯罪によって傷つけられたと知った時、それを受け入れるのは大変難しく、あなた自身が動揺してしまうことは自然なことです。

動揺のあまり、被害者へのサポートが次第に負担となり、結局、被害者を責めて、逆に傷つけてしまうこともあります。

それを防ぐためには、あなた自身が一人で抱えこまないことです。

被害者支援センターなどの相談機関に、あなた自身が相談する事も大切なことなのです。



## Ⅲ. 被害者支援に取り組む機関や団体の窓口のご案内

### 1. 国の機関

- 警察庁犯罪被害者等施策のホームページ  
<http://www8.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>  
Facebook  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sns/facebook.html>
- 警察庁犯罪被害者支援室のホームページ  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.html>

### 法テラス

- 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 (なくことないよ)
- ホームページ：<http://www.houterasu.or.jp/>  
(相談窓口の紹介、法律相談、弁護士紹介)

### 宇都宮地方検察庁

- 被害者等相談室 028-623-6790  
(刑事手続きに関するあらゆる相談、各種手続きの説明)
- ホームページ：  
<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/utsunomiya/higaisya.html>

### 宇都宮保護観察所

- 犯罪被害者相談窓口 028-621-2298  
(加害者の保護観察中の状況などをお知らせ)
- ホームページ：<http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>

## 2. 栃木県

- 犯罪被害者相談窓口 県民生活部 くらし安全安心課 028-623-2154
- ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>  
(くらし安全安心課を検索)
- とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)  
028-678-8200

### 栃木県警察

- ①栃木県警察 028-621-0110  
ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/>
- ②各種相談の総合相談受付 (県民相談室)  
028-627-9110または#9110
- ③性犯罪被害者相談 028-625-2070
- ④少年相談コーナー ヤングテレホン 0120-87-4152

### 栃木県弁護士会

- 028-689-9001 (相談予約電話)
- ホームページ：<http://www.tochiben.com/>

### 民間

- 全国被害者支援ネットワーク事務局 03-3811-8315  
ホームページ：<http://www.nnvs.org>





## おわりに

被害者は特別な人ではありません。

ある日突然、何の前ぶれもなく被害にあうことで、  
被害者となってしまいます。

この冊子を読んでくださった皆様が、被害者支援の  
必要性とその意義を理解し、県民として、  
ご自分にできる支援から実践していただきたいと  
心から願っています。

そして、被害者が一日でも早くおだやかな暮らしを  
取り戻せるようになること、それが私たちの願いです。

最後までお読みいただきまして、  
ありがとうございました。





犯罪の被害にあわれてお困りの方は  
遠慮なくお電話ください。

相談電話

ありがとう(サンキュウ)支援

028-643-3940

全国共通ナビダイヤル

0570-783-554(午前7時半～午後10時まで)

ホームページ

<http://www.tochigi-shien.jp>

相談受付

月曜日～金曜日  
10時から16時まで

(祝日・年末年始を除く)

- ・相談・支援は、無料です
- ・秘密は守られます
- ・面接相談・直接的支援は必要に応じて行います



栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

被害者支援センターとちぎ

事務局

〒320-0043 宇都宮市桜4丁目2番2号 栃木県立美術館普及分館2F

TEL/FAX 028-623-6600